



病後児保育室ご利用にあたって以下のことに
ご注意ください。

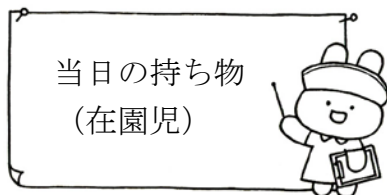
〈お子さんの状態〉

- 前日に5回以上の下痢をしていない。
- 嘔吐がなく、食事・水分摂取ができる。
- 解熱後24時間経過している。

(インフルエンザが流行している時期は、インフルエンザの検査を受け、陰性と確認
ができていない場合)

〈感染症について〉 ※学校保健安全法による登園基準です。

- インフルエンザ…発症後5日を経過し、解熱後3日経過していること。
- 流行性耳下腺炎…発症後5日を経過していること。
- 麻疹…解熱して3日経過していること。
- 風疹…発疹が消えてから。
- 水痘…全ての発疹がかさぶたになるまで。
- 百日咳…特有の咳が消えて、適正な抗生物質による治療が終了してから。
- 咽頭結膜熱（プール熱）…主要症状が消えて2日経過していること。
- 溶連菌感染症…適正な抗生物質による治療を開始してから24時間経過していること。



当日の持ち物
(在園児)

- 病後児保育利用登録申請書（年度の初回のみ）
- 病後児保育室利用申請書
(利用申請書には、投薬が必要な場合は『薬の説明書』の
コピー、投薬がない場合は医療機関を受診した際の『明細
書』のコピーを書類の裏面に添付して提出してください。)
- 家庭連絡票兼保育日誌
- 健康保険証のコピー（在園児以外の方）
- その他の医療証のコピー（在園児以外の方）
- お布団または大判タオル（2枚）
- 園でいつも使用している物
 - ・手拭きタオル
 - ・口拭きタオル
 - ・着替え
 - ・汚れ物入れるビニール袋
 - ・お箸セット
- * 必要なお子さん *
- 紙おむつ（10枚）・おしり拭き
- ミルク（治療のために必要な特殊なミルクの場合）
- 内服薬（1回分を分けて）

